

## 公共下水道工事に関するよくある質問と回答

### 【下水道工事について】

質問	回答
工事期間中、夜間や早朝は通行できるのか？	できます。 毎日工事が終了した後は、通行できる状態まで復旧します。 (※工事の事情で、どうしても夜間や早朝も通行できない場合は、事前にお知らせさせていただきます。)
工事期間中は、自動車等による外出はできなくなる？	狭小な道路下で工事をさせていただく場合、安全のため、通行止めや迂回をお願いすることがあります。 ご迷惑をおかけするご家庭には、事前に周知説明させていただき、調整をお願いすることもあります。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。
工事期間中は、トイレは使えなくなるの？	原則工事期間中でも、排水は使用できる状態にするので、トイレ等をご使用いただいても問題ありません。 (※工事の事情で、一時的に使用制限をお願いするときは、事前に調整させていただきます。)

### 【汚水枡について】

質問	回答
汚水枡設置場所は、いつまでに決めないとダメ？	ご自宅の前を工事するまでに決めていただく必要があります。 詳しくは、市担当職員か、施工業者の者にご相談ください。

<p>汚水枡は必ず設置しないとダメか？  (敷地内に汚水枡を設置するスペースがない、庭を掘削されたくない、等)</p>	<p>汚水枡は必ず設置しなければならないということではなく、設置するかどうかは、土地の所有者様にご判断いただくこととなります。</p> <p>敷地内に汚水枡を設置しない場合でも、道路と宅地の境界まで、引き込むための取付管を設置させていただきます。(この状態を「管止め」と言います。)</p> <p>そして、管止めの場合、将来公共下水道に接続していただく際には、汚水枡の<b>材料は市から支給</b>させていただき、汚水枡の<b>設置は各個人で行っていただく</b>こととなります。</p> <p>なお、汚水枡の設置の有無に関わらず、受益者負担金は<b>市の下水道工事が完了したのち(供用開始後)必要となります</b>ので、ご注意ください。</p>
<p>汚水枡の設置場所について、塀や花壇の奥は可能？</p>	<p>塀や花壇などの構造によって異なり、施工できない場合もありますので、市担当職員か、施工業者の者にご相談ください。</p>
<p>汚水枡はどんな形状？</p>	<p>工事完成後は、プラスチック製の直径20cmの蓋だけが見える状態になります。</p>
<p>一つの敷地内に、汚水枡を2つ設置することは可能か？</p>	<p>市の公費で設置する汚水枡は、一つの敷地に一つまでと決めさせていただいています。(分流区域の場合)</p> <p>一つの敷地内に汚水枡を2つ以上設置することは可能ですが、2つ目からは、各個人の方のご負担となります。</p> <p>(既に設置している汚水枡を別の場所に移設する場合も、同様に各個人の方のご負担となります。)</p>

【宅内改造工事について】

質問	回答
<p>宅内改造工事は絶対にしなければいけないのか？ 宅内改造工事はいつまでにしなければならないのか？</p>	<p>下水道法において、汲取りの場合は、供用開始日から3年以内（下水道法第11条の3）、浄化槽を使用している場合は、遅滞なく施工すること（下水道法第10条）、とそれぞれ規定されています。</p>
<p>宅内改造業者はどうやって決めたらいいのか？</p>	<p>施工価格の相場や、施工方法を確認していただくために、市としては指定工事店3社程度から見積りを取り検討してもらったり方を推奨しています。</p>
<p>指定工事店は、どうやって調べたらいいのか？</p>	<p>和歌山市のホームページに指定工事店名簿を掲載していますので、ご参照ください。 <a href="http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/sumai_jyougesuidou/1001111/1011210.html">http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/sumai_jyougesuidou/1001111/1011210.html</a></p>
<p>指定工事店とは何か？</p>	<p>排水設備の新設等の工事及び水洗便所への改造工事について、一定の技術力を持った責任技術者が専属している業者のことです。</p>
<p>浄化槽は、撤去した方がいいのか？埋めた方がいいのか？</p>	<p>一概にどちらがいいとは言えないので、排水設備業者の方に御相談してください。 ただ、浄化槽と建物が近接している場合は撤去すると建物の基礎に影響がでる可能性があるため、撤去せずに埋めていることが多いです。</p>

【受益者負担金について】

質問	回答
<p>受益者負担金の根拠は？</p>	<p>都市計画法第75条に規定されている「事業により著しく利益を得るものに対し、事業に要する費用の一部を負担させることができる」に基づいています。なお、詳細については、「和歌山市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」により定めています。</p>
<p>汚水柵を設置しなければ、受益者負担金は賦課されないのか？</p>	<p>汚水柵の設置の有無にかかわらず、受益者負担金は必要になります。</p>
<p>下水道を使わない土地（畑や駐車場等）にも受益者負担金は賦課されるのか？</p>	<p>公共下水道が整備され供用開始となった<u>すべての土地</u>に受益者負担金は賦課されます。現時点で下水道への接続の予定がなくとも、いつでも公共下水道を利用することが可能であり、下水道整備による受益は認められるからです。 なお、農地については、徴収猶予制度があります。</p>
<p>借地等で、土地の所有者と、建物の所有者が別にいる場合は、誰が受益者負担金を支払うのか？</p>	<p>まず、和歌山市の方で、受益者負担金の対象となる土地を決定したのち、土地の所有者の方に通知させていただきます。 その後、土地の所有者と建物の所有者が別にいる場合は、<u>双方で話し合ってください、どちらが支払うか決めていただいたうえ</u>で、下水道事業受益者申告書にて、報告していただくことになります。</p>